

帝京学園短期大学 進級・卒業規程

(進級・卒業認定について)

第1条 進級・卒業認定は、前期・後期定期試験の受験資格を満たす者（出席時数等）が、期試験を受けて合格点（60点以上）を取った時、及び、それぞれの試験の後実施される追・再試験において合格と認められた者のうち、その後開催された進級・卒業認定会議において進級を認められた者をいう。

(進級・卒業認定会議)

第2条 定期試験が実施された後、必要に応じて追・再試験が実施される。その後、本学専任の教職員による進級・卒業認定会議を開催し、そこで追・再試験受験者の単位の認定と進級が決定される。

(追・再試験)

第3条 追・再試験は、帝京学園短期大学学内試験規則第6条及び第7条、第8条の条件を満たす者について各1回のみ実施する。

(追試験の実施について)

第4条 追試験の実施は、帝京学園短期大学学内試験規則第7条の条件を満たす者のみ対象とする。ただし、その受験手続きに関しては、グループ担当教員または教科担当の印を必要とする。

(再試験)

第5条 再試験の実施は、帝京学園短期大学学内試験規則第8条の条件を満たす者のみを対象とする。

(追・再試験)

第6条 追・再試験の合格の判定は、教科科目担当教員の判断にまかせる。

2 例外として、やむをえない場合は、教務担当において追再試験を実施する。

3 上記②の可否の判定は、専任教員による可否判定会議を開催し、出席している専任教員の合意をもって単位を認めるものとする。

(進級基準)

第7条 進級の基準は、前期・後期定期試験において卒業要件に係わる必修科目を5科目以上未修得のものは、留年とする。

(卒業基準)

第8条 卒業の要件は、帝京学園短期大学教育課程表における卒業要件を満たした者とする。

(幼稚園教諭免許)

第9条 本学においては、上記第8条の要件を満たすとともに、本学学則第28条の条件を満たす学生には幼稚園教諭2種免許状を与える。

(保育士資格)

第10条 本学においては、上記8条の要件を満たすとともに、本学学則第28条の2の条件を満たす学生には保育士登録の申請資格を与える。

(試験の単位について)

第11条 単位は、各教科科目担当教員が認定する。

単位の認定方法は、①試験の結果、②レポート、③実習記録の提出、④その他提出物、⑤実技、⑥実習 以上の中から各教科担当の判断にて決定する。

(試験の例外措置)

第12条 実習等やむを得ない理由により、定期試験及び追・再試験を受験出来ない場合は、教授会の議決により特別試験を実施することもある。

(進級・卒業認定会議の結果について)

第13条 進級・卒業認定会議の結果は、学生に連絡する。

附 則

1. この規程は、平成3年10月1日から施行される。
2. この規程は、平成18年4月1日から実施する。
3. この規程は、平成25年4月1日から実施する。
4. この規程は、平成27年4月1日から実施する。
5. この規程は、令和2年4月1日から実施する。